

施設整備事業を推進するための基本的な指針を制定する告示案等に係る意見募集に対する意見と総務省の考え方
(平成23年8月6日～同年8月19日意見募集)

【意見提出：1者】

No.	提出された意見等	総務省の考え方
1	<p>法は、対象になる施設の業務を、「教育又は医療に関する業務」に限定していますが、ここにいう「医療」から「保健」や「助産」を除外する趣旨とは解されません。したがって、実施計画の認定及び実施計画の変更等に係る手続その他必要な事項を定める告示案様式第2号(5)②エ中「医療・保健・助産」を「医療」とし、「保健・助産」は削るべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>告示案様式第2号(5)②エは、地方公共団体が電気通信基盤充実臨時措置法第2条第1項第1号の施設について申請する際に、高度通信施設の利活用を促進するための具体的な取組を記載する欄であり、その分野として「医療・保健・助産」と類型的に例示したものです。そのため原案のとおりとすることが適当と考えます。</p> <p>なお、電気通信基盤充実臨時措置法第2条第1項第4号に規定する、「教育又は医療に関する業務」と上記分類との関連はありません。</p>